

令和 7 ～ 10 年度使用

都立特別支援学校(中学部)用 教科書調査研究資料

(文部科学省検定済教科書)

令和 6 年 7 月

東京都教育委員会

目 次

令和7～10年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料について

1 採択の権限と教科書調査研究	1
2 調査研究の視点	1
3 調査研究の工夫	2
【参考】東京都教育委員会の教育目標及び基本方針	3
国語	4
書写	9
社会（地理的分野）	16
社会（歴史的分野）	21
社会（公民的分野）	28
地図	33
数学	37
理科	46
音楽（一般）	51
音楽（器楽合奏）	54
美術	57
保健体育	61
技術・家庭（技術分野）	66
技術・家庭（家庭分野）	69
英語	72
道德	78

令和7～10年度使用都立特別支援学校（中学部）用教科書調査研究資料について

1 採択の権限と教科書調査研究

教科書を採択する権限は、公立学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、所管の教育委員会に属する。すなわち、区市町村立の学校については区市町村教育委員会、都立の学校については東京都教育委員会が教科書の採択を行う。

また、国立及び私立の学校については、教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項の規定により、校長が採択を行うとされている。

都道府県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条及び第11条の規定により、教科書の調査研究を行うこと、区市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、指導、助言又は援助を行うこと、その際には、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないことが定められている。

教科書の採択は、実際に生徒の手に渡り、授業等で使用される教科書を決定するということから、採択権者にとって重要な責務の一つである。そのため、教科書の採択に当たっては、各採択権者の責任と権限の下、それぞれの地域の児童にとって最も適した教科書を採択するという観点から、十分かつ綿密な調査研究を行うことが必要である。

そのため、東京都教育委員会は、東京都教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の答申を受けて「教科書調査研究資料」を作成し、これを参考資料の一つとして、都立の義務教育諸学校における教科書採択を行っている。

2 令和7～10年度使用教科書調査研究の視点

平成18年に改正された教育基本法においては、教育の理念として、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが新たに規定された。

また、平成29年改訂の学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の3点の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものと示された。

- (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- (2) 道德教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

東京都教育委員会では、改訂の趣旨を踏まえ、現行の学習指導要領に対応した教科書について、審議会の答申に基づき、学習指導要領の各教科の目標や東京都教育委員会の教育目標等を踏まえて、更に上記の経緯や生徒の障害の状態及び特性等を考慮し、厳正かつ客観的に調査研究を行った。

【参考・令和6年4月16日 審議会答申（抜粋）】

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

3 調査研究の工夫

調査結果を教科書調査研究資料としてまとめるに当たっては、生徒の実情を考慮し、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由・病弱特別支援学校で使用する各教科書の違いが明瞭に分かるように配慮し、調査項目を「内容」及び「構成上の工夫」の2区分とするとともに、採択権者による実際の選択に「より参考になるもの」となるよう、次のような工夫を行った。

調査研究項目は、学習指導要領の教科の目標及び内容項目等や東京都教育委員会の基本方針等を踏まえて作成された「令和7～10年度使用教科書調査研究資料（中学校）」を参考にした。また、英語のデジタル教科書の調査研究は「令和7～10年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料」を引用した。それに加えて、障害のある生徒が興味・関心を持って取り組むことができる内容、障害に対する配慮を要する内容については、各障害の特性等を踏まえた観点を決め、各教科書の該当する箇所数を数値データで示すとともに、文章で簡潔に記述した。

【参考】東京都教育委員会の教育目標及び基本方針

東京都教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

東京都教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していく。

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願う、

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

○社会の一員として、社会に貢献しようとする人間

○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

(平成13年1月11日東京都教育委員会決定)

東京都教育委員会の基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

多様な人々が共に暮らす東京にあって、すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進する。

東京都教育委員会の基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術革命が進む東京にあって、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

東京都教育委員会の基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

少子高齢社会の中で総合的な教育力の向上を目指す東京にあって、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えけるとともに、都民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

東京都教育委員会の基本方針4 「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

21世紀の教育改革をリードすべき東京にあって、家庭・学校・地域の協働とすべての都民の教育参加を進め、都民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。そのために、区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、都民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

(平成19年4月1日改定)